

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	いきがいきづくり支援事業等業務の委託について
----	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	いきがいつくり支援事業等業務委託
担当課	地域包括ケア推進課
目的	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるよう、地域の高齢者を対象とした「いきがいつくり支援・地域交流支援・介護予防」の取組みを実施する。
対象者	区内に住所を有する 60 歳以上の者
事業内容	<p>地域包括ケア推進課では、高齢者にいきがいや交流の場を提供するため、介護保険課が旧大久保特別出張所敷地に整備する民設民営の認知症高齢者グループホーム内に高齢者地域交流スペースを設け、区の委託事業として、次の取組みを行う。</p> <p>(1) いきがいつくり支援…地域の高齢者のニーズに合った趣味活動等への支援の実施（高齢者自主活動グループへの活動支援・見守り等）。</p> <p>(2) 地域交流支援…高齢者同士・高齢者と地域との交流への支援の実施（スペースを活用した交流、演芸大会等）。</p> <p>(3) 介護予防…介護予防教室、講座等の開催（年 9 6 回程度）。</p> <p>これらの事業は、認知症高齢者グループホーム運営事業者が一体的に実施することで、効率的かつ民間のノウハウを活かした質の高い展開が期待できる。</p> <p>上記事業の実施にあたり、(1) の取組みにおいて、高齢者自主活動グループの活動登録は区が実施し、構成員氏名・電話番号のみ、本人の同意に基づいて、区から委託先へ情報提供する。(2) 及び (3) の取組みでは、委託先が事業参加希望者に健康保険証等の身分証の提示を求め、対象者としての要件（住所・年齢）を確認し、氏名・電話番号を記録する。また、(3) の取組みにおいて、委託先が事前申込制（抽選）の介護予防教室や講座等を実施する場合、要件（住所・年齢）の確認後、住所・氏名・電話番号を記録する。</p> <p>○対象者数（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大久保特別出張所管内の 60 歳以上の区民…10, 204 名（平成 29 年 10 月 1 日現在） ・平成 30 年度想定利用者数…4, 000 名

件名 いきがづくり支援事業等業務の委託について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	いきがづくり支援事業等
委託先	株式会社日本ライフデザイン (ISO27001 取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【次の事業の事業参加者にかかる情報項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> いきがづくり支援事業において委託先に提供する項目 氏名、電話番号 地域交流支援事業及び介護予防事業において委託先に収集させる項目 住所、氏名、電話番号、年齢
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	上記委託先は、介護保険課が旧大久保特別出張所敷地に整備する民設民営の認知症高齢者グループホームの運営事業者として選定された。当該施設の一部を活用し、当該委託先の有する専門ノウハウを活かし、一体的にいきがづくり支援、地域交流支援、介護予防等の取組みを行うため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> いきがづくり支援【区保有情報の提供】 地域の高齢者のニーズに合った趣味活動等への支援の実施(高齢者自主活動グループへの活動支援・見守り等) 地域交流支援【身分証の提示・個人情報の収集】 高齢者同士・高齢者と地域との交流への支援の実施(スペースを活用した交流、演芸大会等) 介護予防【身分証の提示・個人情報の収集】 介護予防教室、講座等の開催(年96回程度)
委託の開始時期及び期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の委託を行う)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、取扱い方法の確認を行う。 業務終了後、区が委託先に提供した情報を返却させる。委託先が収集した情報及びパソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 受託事業者が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出させない。 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。